平成３０年（フ）第５５号
高知市三園町317番地　レオパレスグローリー202号
債務者　豊島やよい
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３５号
群馬県太田市龍舞町410番地１　緑荘、前住所群馬県桐生市東３丁目３番26―99号
債務者　武山　　平
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第９６３号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―708号
債務者　上田　深央
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６４号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―708号
債務者　上田あずさ
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７３号
大阪市西淀川区佃３丁目19番83号
債務者　笠嶋　　新
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９０号
大阪市生野区生野西４丁目４番13号　生光園アパート　マー５号、前住所大阪市生野区生野西４丁目18番15号
債務者　髙瀬　真美
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０９５号
大阪市城東区今福東１丁目４番41号
債務者　寺尾　静子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２６号
大阪市浪速区下寺３丁目19番20―403号
債務者　光安　一敏
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１４号
大阪府東大阪市島之内２丁目14番17号　アベニューリップル吉田　106号
債務者　押海　里恵
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１５号
大阪府門真市三ツ島５丁目31番16号
債務者　園山　章夫
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１６号
大阪府門真市三ツ島５丁目31番16号
債務者　園山　弘美
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２１号
大阪市都島区中野町１丁目９番12―806号
債務者　桐部　隆弘
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２２号
大阪府東大阪市北石切町11―３、住民票上の住所大阪府東大阪市東石切町４丁目２番45号山麓ハイツ　201号
債務者　山邉　利恵
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２３号
大阪市鶴見区諸口６丁目１番13―302号
債務者　柳井万里子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２３２号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目３番13―204号、前住所大阪府寝屋川市太秦東が丘18番７号
債務者　押方　美奈（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２５６号
大阪府吹田市寿町１丁目14番17号
債務者　柴田佳代子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６２号
大阪市北区浪花町13番25号天六南ハイツ302号室
債務者　吉岡　　真
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部